

黒松内町の実施している各種優遇措置

進出企業への優遇措置

「企業誘致促進奨励金・補助金」

対 象	対 象 業 種	対象地域	対 象 要 件	奨 励 措 置			
				奨 励 金	補 助 金		
					工場等設置費	公 害 防 止 設 備 設 置 費	環境緑化整備費
工場等	製造業 加工業 その他町長が必要と認めるもの	町内一円	投資額3,000万円以上（増設については1,500万円以上） 常時雇用10人以上	3年間の固定資産税免除	投資額の10%以内	投資額の50%以内	投資額の50%以内
	ソフトウェアハウス 試験研究施設 その他町長が必要と認めるもの		投資額15,000万円以上（増設については700万円以上） 常時雇用5人以上		上 限 3,000万円	上 限 2,000万円	上 限 300万円

※ 工場等を建設する場合は、公害の防止に関する協定を町と締結する必要があります。

食品関係企業への優遇措置

「優良食品奨励事業補助金」

黒松内町の特産品づくりを目的に、新しい商品を開発する際のパッケージ作成代金などに対して補助します。

対 象	対象要件	補助対象区分	補助金額※1
黒松内産原料を主にした食品等	町内で食品製造業を営む個人又は法人	デザイン開発費※2	開発費用の100%以内
		原材料購入費※3	対象経費の6分の1

※1 補助金の総額は100万円以内

※2 デザイン開発費：ネーミング、容器やパッケージなどのデザイン料

※3 原材料購入費：容器やパッケージなどの初回製作費

雇用関係の優遇措置

「雇用奨励金」

黒松内町内での雇用を促進するため、U I J ターン者の雇用に対して、奨励金を支出します。

(平成16年度まで)

対 象	対象要件	補助対象	金 額	条件
U I J ターン者 や新規卒卒者、 障害者の雇用	町内の事業所	常用雇用	従業員1人当たり 月2万円	雇用期間1年以上 期限3年間
		短時間労働者	北海道最低賃金の 4分の1の額	1週間の所定労働時間20時間以上 1年以上の継続雇用 年収90万円以上 期限2年間
		障害者雇用	職場適応訓練期間 (3ヵ月)は5千円、 それ以降1万円	期限2年間